

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第5号

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 特別支援学校に、前項の職員のほか、教頭（学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条において準用する同法第37条第7項及び第8項の職務（同条第7項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。）を行う者をいう。）、主任指導教諭（同法第62条において準用する同法第37条第10項の職務を行う者をいう。）、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習教諭（同法第82条において準用する同法第60条第2項に規定する実習助手をいう。）、寄宿舎指導員、主任介助員、介助員、技術職員及びその他の職員を置くことがある。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(準用規定)</p> <p>第7条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号。以下「高等学校管理運営規則」という。）第2条、第5条の2から第8条まで、第9条から第11条まで、第13条から第17条まで、第18条から第20条まで、第20条の3の3、第20条の5の2（舎監に関する部分に限る。）、第20条の6から第25条まで、第46条、第49条、第53条及び第53条の2の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、高等学校管理運営規則第20条の7中「、教諭、養護教諭、助教諭、講師（常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、養護助教諭又は実習教諭」とあるのは、「又は教諭」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 特別支援学校に、前項の職員のほか、教頭（学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条において準用する同法第37条第7項及び第8項の職務（同条第7項の職務にあつては、指導力の向上に関する職務に限る。）を行う者をいう。）、主任指導教諭（同法第62条において準用する同法第37条第10項の職務を行う者をいう。）、指導教諭、<u>指導養護教諭</u>（同法第62条において準用する同法第37条第12項の職務を行うほか、<u>養護教諭に対して、保健指導等の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う者をいう。</u>）、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習教諭（同法第82条において準用する同法第60条第4項の職務を行う者をいう。）、<u>実習助手</u>、寄宿舎指導員、主任介助員、介助員、技術職員及びその他の職員を置くことがある。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(準用規定)</p> <p>第7条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号。以下「高等学校管理運営規則」という。）第2条、第5条の2から第8条まで、第9条から第11条まで、第13条から第17条まで、第18条から第20条まで、第20条の3の3、第20条の5の2（舎監に関する部分に限る。）、第20条の6から第25条まで、第46条、第49条、第53条及び第53条の2の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、高等学校管理運営規則第20条の7中「、教諭、<u>指導養護教諭</u>、養護教諭、助教諭、講師（常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、養護助教諭、<u>実習教諭又は実習助手</u>」とあるのは、「又は教諭」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。